

組合向け各種支援のお問い合わせは、
最寄りの中小企業団体中央会までお寄せください。

中小企業団体中央会一覧

団体名	住所	連絡先
北海道中央会	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7 プレスト1.7 3F	011(231)1919
青森県中央会	〒030-0802 青森市本町2-9-17 青森県中小企業会館4F	017(777)2325
岩手県中央会	〒020-0878 盛岡市肴町4-5 カガヤ肴町ビル2F	019(624)1363
宮城県中央会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター1F	022(222)5560
秋田県中央会	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館5F	018(863)8701
山形県中央会	〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14F	023(647)0360
福島県中央会	〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10F	024(536)1261
茨城県中央会	〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館8F	029(224)8030
栃木県中央会	〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3F	028(635)2300
群馬県中央会	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館内	027(232)4123
埼玉県中央会	〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティ9F	048(641)1315
千葉県中央会	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3F	043(306)3281
東京都中央会	〒104-0061 中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館内	03(3542)0386
神奈川県中央会	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9F	045(633)5131
新潟県中央会	〒951-8131 新潟市中央区白山浦1-636-30 新潟県中小企業会館2F	025(267)1100
長野県中央会	〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F	026(228)1171
山梨県中央会	〒400-0035 甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4F	055(237)3215
静岡県中央会	〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館内	054(254)1511
愛知県中央会	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センターウイंकあいち16F	052(485)6811
岐阜県中央会	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館9F	058(277)1100
三重県中央会	〒514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル6F	059(228)5195
富山県中央会	〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F	076(424)3686
石川県中央会	〒920-8203 金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館5F	076(267)7711
福井県中央会	〒910-0005 福井市大手3-12-20 富田第一生命ビル3F	0776(23)3042
滋賀県中央会	〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが21 5F	077(511)1430
京都府中央会	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78 京都経済センター3F	075(708)3701
奈良県中央会	〒630-8213 奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館内	0742(22)3200
大阪府中央会	〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6F	06(6947)4370
兵庫県中央会	〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館3F	078(331)2045
和歌山県中央会	〒640-8152 和歌山市十番丁19 Wajima十番丁4F	073(431)0852
鳥取県中央会	〒680-0845 鳥取市富安1-96 中央会会館内	0857(26)6671
島根県中央会	〒690-0886 松江市母衣町55-4 島根県商工会館内	0852(21)4809
岡山県中央会	〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-202 岡山県中小企業会館2F	086(224)2245
広島県中央会	〒730-0011 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6F	082(228)0926
山口県中央会	〒753-0074 山口市中央4-5-16 山口県商工会館内	083(922)2606
徳島県中央会	〒770-8550 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館KIZUNAプラザ3F	088(654)4431
香川県中央会	〒760-8562 高松市福岡町2-2-2-401 香川県産業会館4F	087(851)8311
愛媛県中央会	〒791-1101 松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛3F	089(955)7150
高知県中央会	〒781-5101 高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館4F	088(845)8870
福岡県中央会	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター9F	092(622)8780
佐賀県中央会	〒840-0826 佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル6F	0952(23)4598
長崎県中央会	〒850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館9F	095(826)3201
熊本県中央会	〒860-0801 熊本市中央区安政町3-13 熊本県商工会館6F	096(325)3255
大分県中央会	〒870-0026 大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館4F	097(536)6331
宮崎県中央会	〒880-0013 宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館3F	0985(24)4278
鹿児島県中央会	〒892-0821 鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館5F	099(222)9258
沖縄県中央会	〒900-0011 那覇市字上之屋303-8	098(860)2525
全国中央会	〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル	03(3523)4901

連携事業継続力強化計画 策定支援マニュアル



卸・流通団地編



Contents

目次

「ご存知ですか？ 卸・流通団地の連携事業継続力強化」

- 事例1) 協同組合熊谷流通センター(埼玉県) 1
- 事例2) 有田焼卸団地協同組合(佐賀県) 3
- 事業継続力強化計画認定制度を活用しましょう 5

全国中小企業団体中央会
<https://www.chuokai.or.jp/>

面的連携

異業種

連携構成：組合+5事業者(組合員)

協同組合熊谷流通センター

当団地は昭和40年代後半に設立され、生活雑貨、食品、建築資材等多岐にわたる商材を扱う各種商品卸売業の集団である。

設立から30年が経過し、組合への新しい求心力を作るために取り組み始めたのが「安全・安心まちづくり」をテーマとする防災への取組みの強化であった。

取組みのポイント

① 自助と共助で無理のない計画策定

- 各組合員が保有している物資提供が可能な商品等をリスト化することで、組合による平常時の備蓄を最小限とし、限られた予算内で防災備蓄を充実させることができた。
- 団地を7ブロックに分け、事態の深刻度に合わせて共助の範囲を、ブロックごとから組合全体まで段階的に切り替える体制としている(まずはブロックごとの共助→次の段階で組合としての共助)。

② 推進役の存在：組合理事や事務局のリーダーシップ

防災への取組みの当初から関与する理事長、専務理事、災害対策委員長(理事)の旗振りの下、BCP策定経験がある常務理事、事務局長が実務を担い、円滑な計画作成が可能となった。

③ 支援者の存在：中央会や中小機構のサポート

埼玉県中央会と中小機構の連携により専門家派遣が決まり、伴走支援を実施。専門家から多くの自治体事例や組合事例の紹介を受け、当組合に最適な計画を策定できた。



計画策定のきっかけ／策定までの流れ

まずは単独型計画の認定から

近年の豪雨被害や感染症を受けて、地震を想定して作成されていた「防災・復興の手引き」の改訂を検討していたところ、「事業継続力強化計画認定制度」を知り、まずは組合としての「単独型計画」として認定取得した。

当初、「連携型計画」は下請関係のような垂直連携か、遠方の同業者との水平連携のための計画だと思っていたが、組合員同士の水平連携も対象であることを知り、組合と組合員による連携型の計画を策定し、認定取得に至った。

中小機構の支援と全国団体の先例で解決

組合員は同じ立地でも、企業規模や業績が異なるため、自助・共助の線引きや、被害の程度の想定なども難しかったが、中小機構からの実践的なアドバイスや、全国卸商業団地協同組合連合会のセミナーで紹介された他組合からの情報提供を受け、効果的な計画を作成することができた。



埼玉県熊谷市問屋町2-4-1
<https://www.socio.jp/>



INFORMATION

組合概要

設立年月：昭和47年4月
 組合員数：64名
 職員数：10名
 出資金：186,600,000円

組合事業

- 組合会館(貸会議室、貸展示場)
- 情報センタービル、共同物流センター
- 警備
- 共同給油所等の運営



連携によるメリット／計画策定による効果

① 継続的に計画をブラッシュアップ

現在は事務局が中心となって災害対策委員会(10社)と相談し、認定計画の連名メンバーを増やすことや計画のブラッシュアップを継続的に行う体制を整えている。「手引き」を改めて見直したところ風化している部分も多く、継続的な見直しが必要だと感じている。

② 組合が見本を示すことで組合員の危機意識を向上

組合として見本を示すことで、各組合員の事業継続計画への意識が高まることを期待している。事業継続計画について繰り返し啓発を行ったり、要望があれば専門家を紹介したりしている。

③ 地域の防災拠点として～存在価値の向上～

「安心・安全まちづくり」は地域全域にも関係することであり、つながりを保つことができている。

また、地域の防災拠点としての存在価値をさらに高めるべく、埼玉県、熊谷市、行田市と防災協定を締結したことで、団地内の緑地が避難場所に指定された。

さらに、総合防災訓練は地元メディアで毎回取り上げられるため、地域住民からの団地の認知度が高まってきた。これからも地域の拠点としての存在価値を高められるよう、「安心・安全まちづくり」に取り組む続ける。



面的連携

同業種

連携構成：組合+28事業者(組合員21、員外7)

有田焼卸団地協同組合

有田焼卸商社、パッケージ製造会社による卸団地であり、ショッピングモール(アリタセラ)を運営。有田焼創業400年事業を継続しつつ観光客を呼び込むべく、地方創生補助金を使って団地内の空き店舗にホテル&レストラン(アリタハウス)を設置し、組合が出資(平成28年)する会社に委託を行い運営している。

取組みのポイント

① 団地全体が参加する計画

- 平成30年に中央会の事業でBCPに関する研修会を開催し、個社のBCPについて検討していたが、個社での対応では限界があることから災害時の連携を検討。
- ショッピングモール内には飲食店など異業種で組合員外の企業もあるが、災害時の避難誘導など組合を超えた地域連携が必要だと考え、組合単独のBCPを団地全体に広げることにした。
- 計画策定にあたって、特に備蓄品の準備といった個別店舗に関わることは定例会で繰り返し丁寧に説明を行った。コロナ対策に並行し防災意識が高まっていたこともあり、計画策定が決まった。

② 同立地、同業者での取組み

- 組合員を主体にすべての連携事業者は、同一区域内でショッピングモールを形成しており常日頃から情報交換を行っていた。
- 災害発生時に受ける可能性のある被害に共通点(商品破損や物流問題など)があり、問題意識を共有して計画を進めることができた。

③ 支援者の存在:中央会や中小機構のサポート

事務局が中心となり、月に1回、佐賀県中央会と中小機構アドバイザーを交えた定例会を4回行い、策定様式に沿って検討を重ね、先行事例を参考にしつつ、当団地に合わせた計画にすることができた。



計画策定のきっかけ／策定までの流れ

来街者を守る防災計画の策定

イベント時には特に来街者が多く、非常時における来街者や従業員の安全を確保する防災対策が必要であった。佐賀県中央会から連携事業継続力強化計画策定の提案を受け、計画策定に至った。

組合員だけでなく、団地内の全員で防災意識を

佐賀県中央会の提案を受け、まずは組合BCPを策定し、防災訓練にも取り組んでいたが、コロナ禍をきっかけにさらに防災に対する意識が高まっていた。団地内には組合員以外の企業も入居しており、「災害に例外はない」という共通認識のもと、組合員だけでなく団地内の全員に防災意識を行き渡らせるために連携型の計画策定に取り組むことにした。

支援機関の力を借りて策定

佐賀県中央会の支援をもとに取組みを喚起・推進し、中小機構のサポートを受けることで計画が策定された。組合事務局が旗振り役とはなったが、中央会や中小機構などの支援機関の力を借りることで、より効率的に、そしてより実践的な計画を策定することができた。

佐賀県西松浦郡有田町赤坂丙2351番地170
<https://www.arita.gr.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/arita.sera/>
 Instagram <https://www.instagram.com/arita.sera/>



INFORMATION

組合概要

設立年月：昭和48年10月
 組合員数：21名
 職員数：4名
 出資金：21,120,000円

組合事業

- 組合会館、ショッピングモール(アリタセラ)等の運営



連携によるメリット／計画策定による効果

① 計画策定が功を奏して台風被災で実践も

各社に「被害状況チェックシート」や「備蓄品リスト」を配布した。その後、台風が来たが、すぐにメールで被害状況を把握することができた。また、組合員企業には従業員の連絡網を作成したところもあり、防災への意識が高まっている。

② 課題の顕在化により、さらなる災害対策への取組みに

計画策定を通じて、組合の危機管理として停電対策が今後取り組むべき課題として顕在化したため、蓄電池設備の導入を検討している。
 組合事務局では事業継続意識が向上し、業務マニュアルを作成する等、職員が休んでも対応できる事前準備に繋がった。

③ 地域や行政との連携、さらには垂直連携も視野に

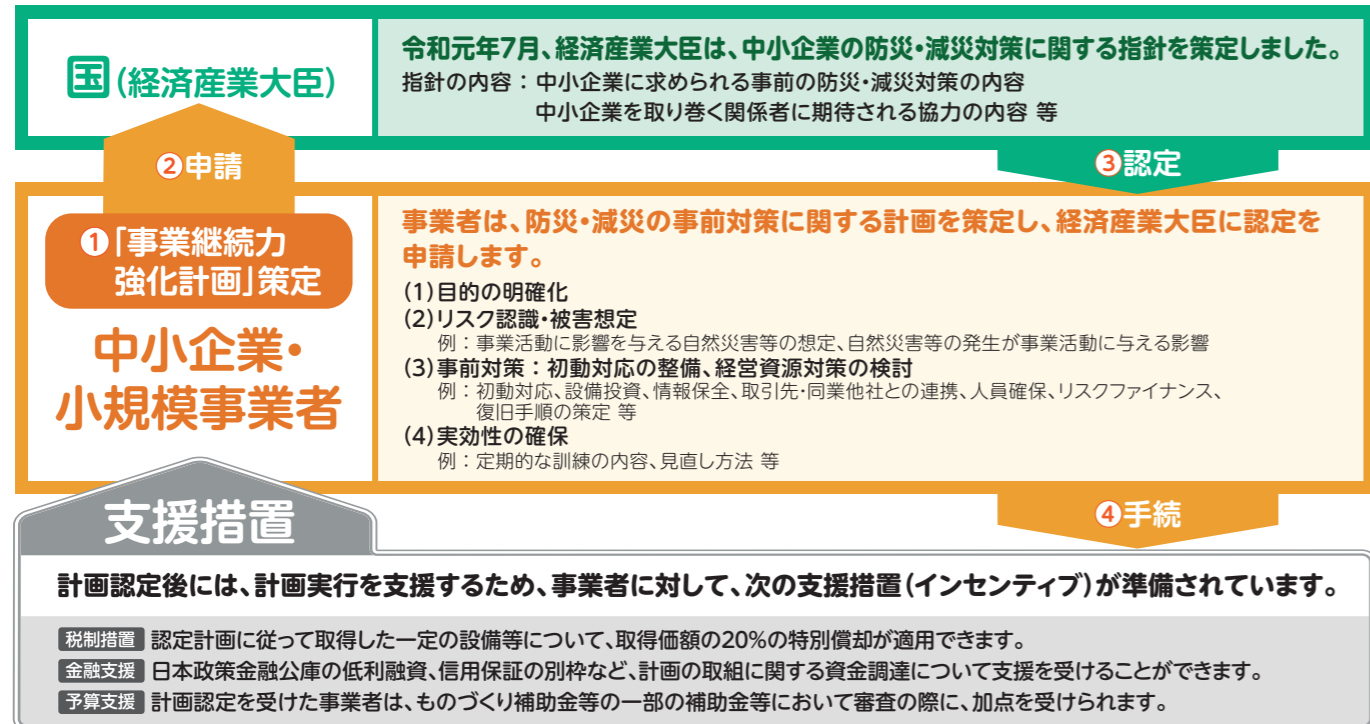
今後は、避難場所への指定等、地域や行政とのさらなる連携に取り組んでいく。
 また、サプライチェーンの維持を考えた場合、陶磁器製造企業が加入する工業組合との連携を行ったほうがよいと考え、異業種組合との垂直的な連携を検討している。



1. 事業継続力強化計画認定制度の概要

大規模な自然災害等の頻発を受けて、組合を含む中小企業の事業継続力強化、即ち、自然災害等に関する事前対策（防災・減災対策）促進を目的とした「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」が、令和元年に成立、施行されました。この法律には、防災・減災対策に関する計画認定制度が盛り込まれており、さまざまな支援策が準備されています。ぜひ、活用しましょう。

計画認定スキーム



令和元年7月、経済産業大臣は、中小企業の防災・減災対策に関する指針を策定しました。
指針の内容：中小企業に求められる事前の防災・減災対策の内容
中小企業を取り巻く関係者に期待される協力の内容 等

1 「事業継続力強化計画」策定

中小企業・小規模事業者

事業者は、防災・減災の事前対策に関する計画を策定し、経済産業大臣に認定を申請します。

- (1) 目的の明確化
- (2) リスク認識・被害想定
例：事業活動に影響を与える自然災害等の想定、自然災害等の発生が事業活動に与える影響
- (3) 事前対策：初動対応の整備、経営資源対策の検討
例：初動対応、設備投資、情報保全、取引先・同業他社との連携、人員確保、リスクファイナンス、復旧手順の策定 等
- (4) 実効性の確保
例：定期的な訓練の内容、見直し方法 等

支援措置

計画認定後には、計画実行を支援するため、事業者に対して、次の支援措置（インセンティブ）が準備されています。

- 税制措置** 認定計画に従って取得した一定の設備等について、取得価額の20%の特別償却が適用できます。
- 金融支援** 日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠など、計画の取組に関する資金調達について支援を受けることができます。
- 予算支援** 計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金等の一部の補助金等において審査の際に、加点を受けられます。

中小企業を取り巻く関係者による防災・減災対策の支援

本制度を踏まえ、右記の中小企業を取り巻く関係者には、普及・啓発活動の実施、人材の育成等の取組が期待されます。

- 中央会
- 商工団体
- サプライチェーンの親事業者
- 金融機関
- 損害保険会社
- 地方自治体 等

POINT

Check!

- 経済産業大臣認定の制度です。申請先は、各地方経済産業局となります。
- 申請主体のパターンは2種あります。個社で申請する場合は、「単独型」、複数事業者で申請する場合は、「連携型」を選択してください（本マニュアルは「連携型」にフォーカスしています）。
- 計画の焦点は「防災・減災対策」であり、BCPと同等の計画を企図していません。事業継続力向上に向けた取組の「第一歩／入口」として、BCPよりも取り組みやすい計画となっています。
- 計画認定は、現状の取組実績は問われず、計画策定のみで申請可能です。計画の実行確認は、計画の認定後となります。
- 計画認定者は、各種支援措置（インセンティブ）が受けられます。上記税制措置・金融支援・予算支援の他、都道府県や市区町村、業界団体等で個別にインセンティブ等が設けられている場合もあります。あらかじめ最寄りの地方経済産業局や自治体等にご確認ください。

例：建設工事競争入札参加資格審査の加点措置（北海道）

商工業者再建補助金申請の審査要件（佐賀県）

事業継続力強化計画認定事業者に対する奨励金交付（かすみがうら市）等

※上記情報は令和3年作成当時のものとなります

2. 取組みの進め方

計画策定に向けた取組み

事例でみたように、連携の取組みには多くのメリットがあります。ぜひ、制度の活用を検討しましょう。計画認定を希望する事業者が、申請時に確認すべき基本的な文書は「基本方針」、「申請様式」、「策定の手引き」です。中小企業庁ホームページでは、これら文書と合わせて、制度概要や認定状況、普及啓発事業の内容等が公表されていますので、最初にご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>



卸・流通団地は、その卸・流通形態によって同業種や異業種の複数事業者が混在します。また、扱う商品によっては地域の住民への物資提供や、その広大な敷地を活用した避難場所の提供等、「地域貢献」に密接に関わる業種でもあります。地域との面的な連携の活用によって、事業継続力強化に取り組みましょう。

中小機構を活用しましょう

事例でも紹介した通り、計画策定の際は、「連携型」策定において豊富なノウハウ、実績を持つ中小機構（独立行政法人中小企業基盤整備機構）を活用すると、取組みがスムーズに進みます。

また、中小機構のホームページでは、計画策定の進め方を動画で紹介している等、取組みの推進に向けた各種コンテンツが多く紹介されています。こちらも是非ご活用ください。

<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/>



問合せ先

地域本部	担当課	住所	電話
北海道本部	連携推進課	北海道札幌市中央区北二条西1-1-7 ORE札幌ビル6階	011-210-7473
東北本部	企業支援課	宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル6階	022-716-1751
関東本部	支援推進課	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル3階	03-5470-1606
中部本部	連携支援課	愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階	052-201-3009
北陸本部	企業支援課	石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	076-223-5546
近畿本部	連携支援部連携支援課	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング27階	06-6264-8621
中国本部	企業支援課	広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3階	082-502-6555
四国本部	企業支援課	香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワータワー棟7階	087-811-1752
九州本部	企業支援課	福岡県福岡市博多区祇園町4-2 サムティ博多祇園BLDG.	092-263-0300
沖縄事務所		沖縄県那覇市宇小禄1831-1 沖縄産業支援センター313-1	098-859-7566
本部	災害復興支援部復興支援課	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	03-6459-0042
専用お問合せフォーム	https://www.smrj.go.jp/contact/fukkou_01/index.php		

3. 連携型を推進していく上でのポイント

連携型事業継続力強化計画を検討・策定することは、組合や事業者にとっても様々なメリットがあります。

緊急時におけるメリット

災害対応力の向上



サービス供給責任の達成



様々な
メリット

事例

- 迅速な被害状況把握の実現 **卸団地**
- 各社で共通部品等をリスト化・共有化して、トラブル時の貸出や供給がスムーズに **金属熱処理業**
- 組合間での連絡網整備や災害時の応援、代替・相互生産の為のガイドライン等を作成 **金属加工業**

平常時におけるメリット

事前対策のコスト抑制



発信力強化



競争力強化



人材不足解消
多能工化



事例

- 自家発電設備の共同導入や、共同による非常用備蓄(水、食料、緊急用バッテリー等)を準備する、または組合員からの物資提供リストを作成することで、事前対策コストを抑制 **工業団地・流通団地等**
- 代替や相互連携により供給責任を果たせる「緊急時に強い事業者」として取引先にPR **印刷業**
- 「助け合い掲示板システム」を立ち上げ、組合員間で従業員の貸し借り等の相互連携を実現。人材不足の取組みとして、1組合員ではできない工事を組合員間でお互いに助け合う **板金業**



COLUMN



卸・流通団地における連携のメリットや特徴

事例から紐解くと、卸・流通団地における連携のメリットや特徴としては、以下が挙げられます。

地域の支え・避難所としての役割

卸・流通団地はその特性上、多くの商品を抱えております。例えば食料系の卸・流通団地であれば、交通インフラ停止等、供給網が遮断した際に、廃棄せずに団地内や地域へ回すことでロス回避・地域貢献を実現することができるでしょう。

また、広い敷地を有している団地であれば、避難所としても開放することができ、事実、(協)熊谷流通センターでも避難所としての役割を果たしています(工業団地等と比較すると、危険物や危険設備等が少なく、避難所としての機能を果たしやすい為)。

こうした取組みを行うことで、地域における信用力向上、発信力向上を実現することができます。

自助と共助のバランスを考える

卸・流通団地は、被災時における「場の提供」や「人員の融通」はできますが、「商品の融通」は難しい等、「サービス・事業の継続」における連携は難しいと言えます。まずは「防災面(人命安全・資産保護等)」における連携(共助)から検討しましょう。

事例・取組共有や組合間交流のしやすさ

卸・流通団地は、製造業等と異なり、技術流出等の「連携することのデメリット」は少なく、また遠隔地であれば商圏が重ならない可能性が高いです。この特徴を活かし、組合間の連携や取組みの共有はしやすいでしょう。

COLUMN



感染症への備え

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、以下のような取組みを行っている組合事例があります。事業継続力強化計画は「感染症リスク」も申請対象とすることができますので、ぜひご確認ください。

- 感染予防品・対策品等の各種備蓄品・設備を融通し合う **卸団地**
- 組合員事業所単位で感染症対応マニュアルを作成 **工業団地**
- 組合員で感染症発症が確認された場合は、組合事務局で初期対応を行い、組合員店舗と連携して対応にあたり、また情報発信を一元化対応する **共同店舗**
- 感染症患者が発生した場合でも業務が継続できるよう、組合と組合員が連携してサービスを継続する体制を構築 **新聞販売業**



4. リスクファイナンスを促進する

リスクファイナンスの重要性

自然災害等の発生自体を防ぐことはできません。しかし、ひとたび自然災害等が起こると、中小企業者への被害額は甚大になります(下表参照)。このため、事前対策としてのリスクファイナンスが大変重要です。

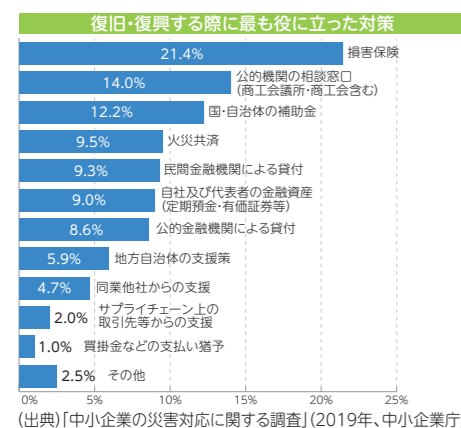
自然災害による中小企業の被害例(2018年)

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)	台風19~21号	北海道胆振東部地震
豪雨災害初の激甚災害(本激)	25年ぶりに非常に強い勢力で上陸	地震による停電で全道に影響
約4,738億円	約99億円	約42億円

*中小企業被害額については、激甚災害指定に係る被害調査時点において、自治体から直接被害として報告のあったもの。
(出典)中小企業庁「2019年版 中小企業白書」を基に作成

損害保険・共済の加入を促進しましょう

自然災害等の被災事業者に対する調査(下左図参照)によれば、多くの事業者が、復旧・復興に際して最も役に立った対策として、損害保険や火災共済を挙げています。リスクファイナンスのうち、損害保険・共済(下右表参照)の活用は、取り組みやすく、かつ、有効性の高い対策と言えるでしょう。



自然災害に対応する主な損害保険・共済		
自然災害リスク	リスクについての説明	対応する主な保険・共済
落雷	落雷により、建物・設備・商品等が被害を受けた場合、一般的な火災保険・火災共済において補償対象となっておりません。ただし、免責金額が過大となっていないか、支払限度額が不足していないか等、事前に確認いただくことをおすすめします。	火災保険 火災共済 全国中央ビジネス総合保険制度(財物補償)等
風災 雹災 雪災	風災により、建物・設備・商品等が被害を受けた場合、一般的な火災保険・火災共済において補償対象となっておりません。ただし、免責金額が過大となっていないか、支払限度額が不足していないか等、事前に確認いただくことをおすすめします。	火災保険 火災共済 全国中央ビジネス総合保険制度(財物補償)等
水災	水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等)により、建物・設備・商品等が被害を受けた場合、一般的な火災保険・火災共済では補償対象となることがあります。(オプション補償となっていることがあります。) 水災が補償対象となっているか、事前に確認いただくことをおすすめします。 また、[床下から●cm以上の浸水]等が支払要件になっていることが一般的です。支払要件についてもあわせてご確認くださいをおすすめします。	火災保険 火災共済 全国中央ビジネス総合保険制度(財物補償)等
地震	地震・噴火・津波は通常免責となっていますが、オプション加入で対象とすることも検討可能です。	全国中央ビジネス総合保険制度(財物補償)等
落雷・風災・雹災・雪災・水災	事故により損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対する補償は、一般的な火災保険・火災共済等においてオプション補償となっていることが一般的です。 長期の休業は事業活動における大きなリスクですので、備えることをおすすめします。	火災保険(休業損害補償特約) 休業対応応急共済 全国中央ビジネス総合保険制度(休業損害補償特約)等

(出典)「中小企業の災害対応に関する調査」(2019年、中小企業庁)

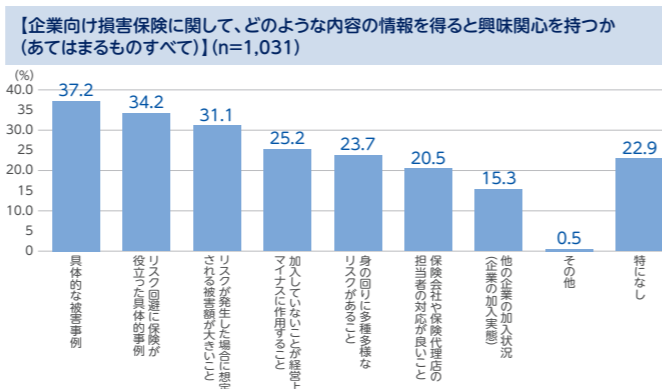
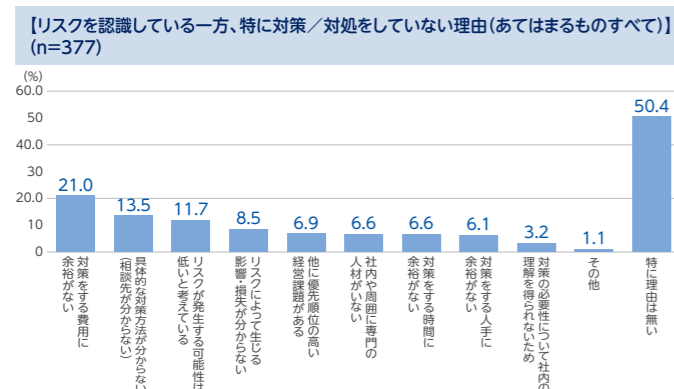
(出典)中央会指導員マニュアル策定委員会 作成(2020年)

COLUMN

損害保険・共済の加入を進めるきっかけづくり

左下図を見ると、企業が防災対策を行わない要因として、「特に理由は無い(約50%)」、「リスク発生の可能性が低いと考えている(約12%)」と、「リスク認識の低さ」が一番に挙げられます。このことから、「災害等のリスクは誰にでも起こり得ること」をしっかりと組合・組合員が認識して頂くことが重要となります。

また、事業者の損害保険・共済に関する関心が高まるきっかけとして、「具体事例」や「有効性(未加入の場合の影響等)」が挙げられます(右下図)。このような情報を事業者提供すると良いでしょう。



(出典)一般社団法人日本損害保険協会「中小企業のリスク意識・対策実態調査2021調査報告書」

「連携事業継続力強化計画」取組チェックリスト

「連携事業継続力強化計画」を実効性のあるものにする為には、以下を網羅するようにしましょう。

1 事業継続力強化の目標を決める

- なぜ連携して事業継続力強化を目指すのか、その目的を決めましょう
- 事業活動の概要、特に組合・組合員が果たすべき役割を、人命安全の観点、取引先等のサプライチェーンや顧客への供給責任の観点、地域・社会的責任の観点等から整理しましょう

2 リスクとその影響を認識する

- 組合・組合員として「憂慮すべきリスク」を特定しましょう
- 全ての連携参加事業者が、自らの全ての拠点について、ハザードマップ(下表参照)等によってリスクを認識しましょう
- 全ての連携参加事業者が、そのリスクが発生した場合に「ヒト(人員)」「モノ(建物・設備・インフラ)」「カネ(リスクファイナンス)」「情報」が受ける影響を認識しましょう

主要なハザードマップ

お役立ちサイト	発行元	リンク
わがまちハザードマップ	国土交通省	(ハザードマップポータルサイト) https://disaportal.gsi.go.jp/
重ねるハザードマップ	国土交通省	
J-SHIS 地震ハザードステーション	防災科学技術研究所	http://www.j-shis.bosai.go.jp/

3 連携に関する合意をとる

- 全ての連携参加事業者が、連携事業継続力強化計画に基づく取組みを実施していくことについて合意を取りましょう(全ての連携参加事業者の合意が必須です)

4 連携事業継続力強化に資する対策・対応手順を決める

- 全ての連携参加事業者が、従業員及び顧客等の【避難】に関する手順を決めましょう
- 全ての連携参加事業者が、従業員等の【安否確認】を行う手順を決めましょう
- 連携参加事業者間で、自然災害時における指揮命令体制を整備しましょう
※事態の深刻度に応じて、ブロックごとの対応→組合全体での対応とエスカレーションさせる事例もあります
※いずれの場合も、組合として「指揮・全体統括をする人」と「その代行者」を決めるようにしましょう
- 連携参加事業者間で被害状況を把握し、被害情報について情報発信する手順を整備しましょう
※あらかじめフォーマット等を準備することが有効です
※情報収集・発信・共有する為の手段や通信機器等を整備しましょう
- 上記4点について、「代表者(組合事務局等)」としての役割と「連携参加事業者(組合員等)」としての役割を整理するようにしましょう
- 事業継続力強化に資する対策と取組内容、更に連携参加事業者の役割を決めましょう
※申請の際は、下記いずれか一つについて記載する必要があります
 自然災害等が発生した場合における、【人員体制】の整備
 連携事業継続力強化に資する【建物、設備、機器及び装置】の導入
 事業活動を継続する為の【資金の調達手段】の確保
 事業活動を継続する為の【重要情報】の保護

5 平常時の推進体制や、事業継続力強化の実効性確保の取組みを決める

- 平常時の取組推進について、経営層等のトップの指揮の下、実施するようにしましょう
- 年1回以上、訓練を実施しましょう
- 年1回以上、事業継続に向けた取組内容の見直しに向けた検討を行いましょう